

(別紙)

答 申
(答申第1号)

1 審査会の結論

平成28年10月17日付け荒契検第89号の2で荒尾市長（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定は妥当ではなく、不開示決定に係る行政文書は、開示すべきである。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成28年10月3日付けで実施機関に対し、「平成28年1月22日開催の荒尾市工事、指名等審査会の会議録並びに録音された電磁的記録の全内容の開示。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、開示請求の対象となる文書を「第19回工事指名等審査会の審査結果について（報告）」（以下「対象文書①」という。）及び「第19回工事指名等審査会の会議内容の電磁的記録」（以下「対象文書②」という。）と特定し、対象文書①については条例第7条第5号の「市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当するとして、対象文書②については条例第2条第2号に規定する「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」という行政文書の要件に該当せず、条例上の開示請求の対象とならないとして、平成28年10月17日付け荒契検第89号の2で当該行政文書の不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分に対し、その決定を不服として、平成28年1月26日付けで審査請求を行った。

その後、審査請求人は、対象文書②に係る不開示決定に対する審査請求については、平成29年3月3日付けで取下げを行った。

3 審査請求人の主張の要旨（審査請求を取り下げた対象文書②に係る部分は除く。）

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が行った本件処分を取り消し、対象文書①の全部を開示するとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 新病院建設に係る説明資料の調査に関する特別委員会（以下「100条委員会」という。）が平成28年12月19日に公表した報告書等により次のことが明らかになり、多くの市民は、市政に対する不信感を募らせていている。

(ア) 本件請求に係る荒尾市工事指名等審査会（以下「指名等審査会」という。）の会議において指名業者（市が発注する工事等の業務の入札において、一定の基準に基づき、入札参加業者として市が指名した業者をいう。以下同じ。）から外された業者が、市から請け負った病院建設候補地選定業務について市長から強要等を受けていたこと。

(イ) 上記(ア)の指名業者から外された業者が、強要等に従わなかつたため、その後の市が発注する工事等の業務の入札に参加できないように指名業者から外されたと感じていると証言していること。

イ 今回の開示請求の趣旨は、指名等審査会において、指名基準運用変更等の目的やどのような議論を経て新たな指名基準が設けられたかを知るためのものであり、その経緯を公開できないことは、市民等が不利益を被ることになる。

ウ 行政運営の透明性の確保、公平の観点等からも、情報を公開することで市民の行政への不信感を払拭すべきであり、対象文書①を開示することの利益と開示しないことの利益を比較衡量した場合、開示することの利益が優先されるべきであるため、対象文書①は開示すべきである。

4 実施機関の説明の要旨（審査請求を取り下げた対象文書②に係る部分は除く。）

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 指名等審査会は、指名業者の資格や指名業者として指名する基準の審査、また、問題等のある業者を指名停止するか否かの審査等を行っている。

(2) 指名等審査会は、荒尾市工事指名等審査会設置規則（平成7年規則第11号。以下「設置規則」という。）で会議内容の一律非公開及び秘密厳守が規定され、率直な意見交換が要請されている。

(3) 指名等審査会の会議内容が公開されると、次のような事例が発生するおそれがあり、率直な意見交換が阻害されることになる。

ア 指名等審査会の委員の発言等の分析により、委員の取り込み等が行われ、官製談合や業者との癒着を助長するおそれがある。

イ 委員が入札に関し利害関係を有する外部の者等から圧力を受け、指名等審査会の会議における発言が抑制されるおそれがある。

ウ 指名業者として指名する基準の審査を行っているため、会議内容の公開により、業者が指名業者から外れないように調整できることとなり、入札の公平性を欠いてしまうおそれがある。

- (4) 上記(2)及び(3)から、対象文書①については、条例第7条第5号の「市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当すると判断し、不開示決定を行った。
- (5) 審査請求の趣旨及び理由の中で、100条委員会の報告書の内容が触れていたが、本件処分を行うに当たっては、100条委員会の評決ではなく、条例の趣旨及び規定の解釈により判断すべきである。

5 審査会の判断

本審査会は、審査請求人の意見及び実施機関の説明を検討した結果、次のように判断する。

(1) 対象文書①について

対象文書①は、平成28年1月22日に開催された指名等審査会の会議録（「第19回工事指名等審査会の審査結果について（報告）」）である。

(2) 設置規則第7条の解釈について

ア 実施機関は、対象文書①の不開示の根拠として、設置規則第7条で、指名等審査会の会議内容の一律非公開及び秘密厳守が規定されていることを挙げている。

イ しかし、条例は、その第1条で、荒尾市が保有する情報の公開を図ることを目的として、市民の知る権利を尊重し、市民の市政への参加を促進し、民主的で公正かつ透明性の高い市政を推進することを掲げている。

このような条例の目的からすれば、荒尾市が保有する情報は、原則として、公開されるべきである。

ウ 設置規則第1条によると、指名等審査会は、荒尾市が発注する建設工事等の入札参加者の資格審査、指名審査、指名停止審査等及び工事契約の確保に関する必要な事項の審査を適正に行うため、設置されるものである。

この指名等審査会の設置目的からすると、設置規則第7条の指名等審査会の非公開及び秘密厳守も、指名等審査会の審査の適正を担保するための規定である。そうであれば、上記イの情報公開の趣旨から、指名等審査会の審査の適正を害さない限り、指名等審査会の会議内容も開示されるべきである。

そして、審査の適正を害するか否かは、下記(3)のとおり、条例第7条第5号の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるかどうかと同義であると考えられる。

したがって、設置規則第7条があることを理由に、対象文書①が一律に

不開示とされることはない。

(3) 対象文書①の条例第7条第5号の該当性について

ア まず、対象文書①の主な内容は、指名等審査会の委員の出席状況、審査対象となる事業、その事業についての指名業者の指名基準の決定過程であり、当該決定過程における委員の意見などが記載されている。

イ 実施機関は、対象文書①が開示されることで、(ア)指名等審査会の委員の発言等の分析により、委員の取り込み等が行われ、官製談合や業者との癒着を助長するおそれがある、(イ)委員が入札に関し利害関係を有する外部の者等から圧力を受け、指名等審査会の会議における発言が抑制されるおそれがある、(ウ)指名業者として指名する基準の審査を行っているため、会議内容の公開により、業者が指名業者から外れないように調整できることとなり、入札の公平性を欠いてしまうおそれがあることから、対象文書①の情報は、条例第7条第5号にいう「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がある情報に当たり、不開示情報である、とする。

ウ 条例第7条第5号にいう「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」については、どの程度のおそれがあれば不開示情報に当たるかが問題となる。

上記(2)イのとおり、情報の公開が原則であることからすれば、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるというためには、具体的かつ客観的な根拠が必要である。

エ これを対象文書①についてみると、まず、対象文書①中で審査対象とされている委託業務については既に契約も終了し、事業も終了している。また、指名等審査会の委員の役職名は、インターネットで公開されている荒尾市の例規集において確認できる。

これに対し、実施機関は、上記イの(ア)ないし(ウ)のとおり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる事情を挙げているが、上述のように、本件に係る委託業務については、既に契約及び事業が終了しているため、実施機関のいう(イ)委員が入札に関し利害関係を有する外部の者等から圧力を受け、指名等審査会の会議における発言が抑制されるおそれはない。

また、対象文書①が開示されることにより、今後の指名等審査会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるか否かについてであるが、実施機関の主張する上記イの(ア)及び(ウ)のおそれは、今後、同様の開示請求が続くとすればという仮定に基づくものであり、具体的かつ客観的な根拠に基づくものではない。今後の指名等審査会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるかどうかに関しては、実際に開示請求が行われる個々の指名等審査会の審査内容に応じて判断すべきであり、対象文書①の不開示の根拠とはならない。

才 よって、対象文書①には、条例第7条第5号の不開示情報はなく、同条同号の文書には該当しない。

なお、指名業者の選定、入札、契約等が未了である場合には、外部に指名等審査会の審査内容が公表されると、関係業者が、指名業者の選定、入札、契約等に関し、指名等審査会の委員等に圧力をかける具体的客観的な可能性が生じるため、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報と認められ、不開示とされることもあり得る。

(4) 結論

以上より、上記「1 審査会の結論」のとおり、不開示決定に係る行政文書は開示すべきである。

6 審査会の審議経過

本審査会の審議経過は、次のとおりである。

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成29年3月13日	行政文書の開示審査諮詢問書受理
平成29年3月17日	審査（第1回）
平成29年4月7日	市長へ意見書の提出依頼
平成29年4月14日	市長から提出された意見書受理
平成29年4月21日	審査（第2回）
平成29年5月1日	市長から提出された意見書の写しを審査請求人へ送付
平成29年6月9日	審査（第3回）
平成29年7月3日	市長へ意見書の提出依頼
平成29年7月24日	市長から提出された意見書受理
平成29年7月28日	審査（第4回）
平成29年10月27日	審査（第5回）
平成29年11月21日	市長へ答申

荒尾市情報公開・個人情報保護審査会
会長 野崎 和義
委員 古城 里美
委員 西依 雅広
委員 井寺 美穂